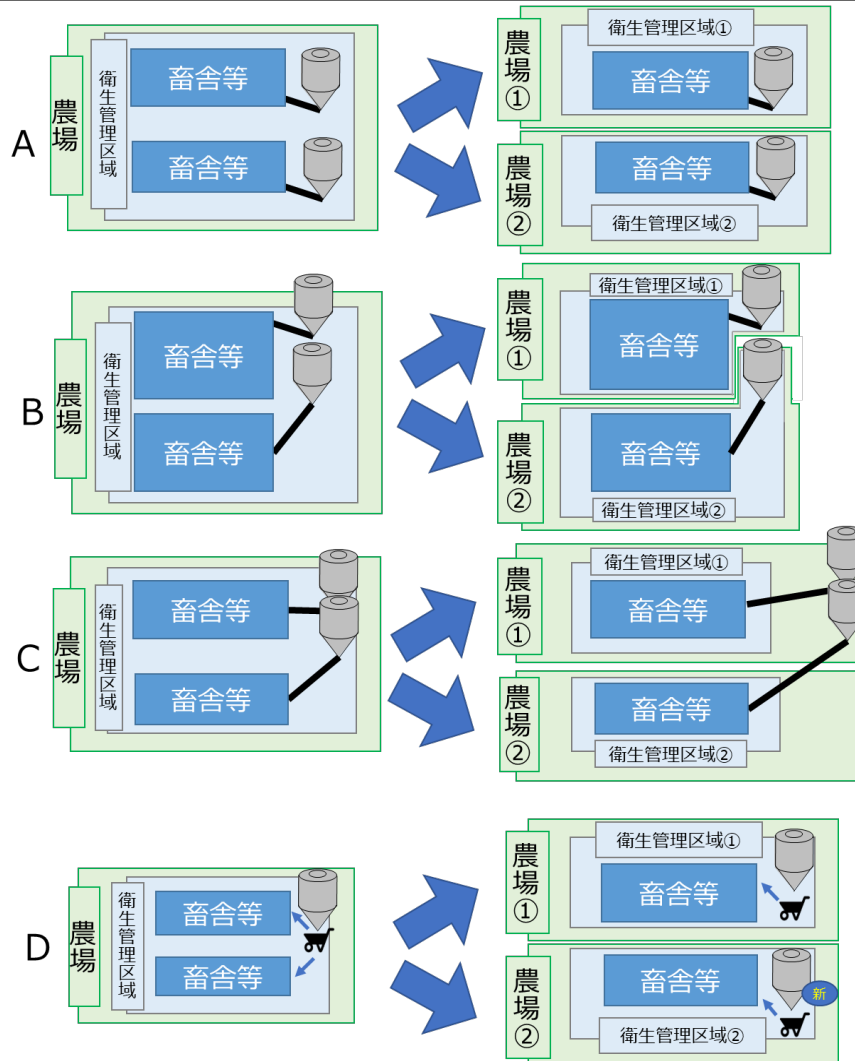


飼料タンクの対応

- A, B. 飼料タンクがパイプラインでそれぞれの畜舎に繋がっている場合、畜舎に合わせて衛生管理区域を設定
- C. 分割前の農場の衛生管理区域内に飼料タンクがあり、分割に当たって、飼料タンクをそれぞれの衛生管理区域に分けられない場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設定
- D. 飼料タンクから、一輪車等で各畜舎に飼料を搬入していた場合、分割後の衛生管理区域ごとに飼料タンクを設置



エ 畜舎間の地下で共有される施設の取扱い

除糞ベルトやピット等を畜舎間で共有している場合、これらの施設を介して野生動物等が畜舎間を行き来するなど、病原体を広めるおそれがある。このため、これらの施設については分割する農場間で共有しないようにする。なお、ピットへの蓋の設置や施設の構造等により農場間で病原体を広めるおそれがないと判断出来る場合はこの限りではない。

オ 防疫措置における作業動線の検討

分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に備え、非発生農場が日常の飼養管理を行うに当たり、飼料の搬入経路の確保など、飼養管理に支障がないよう防疫措置を実施する上での作業動線を考慮する。

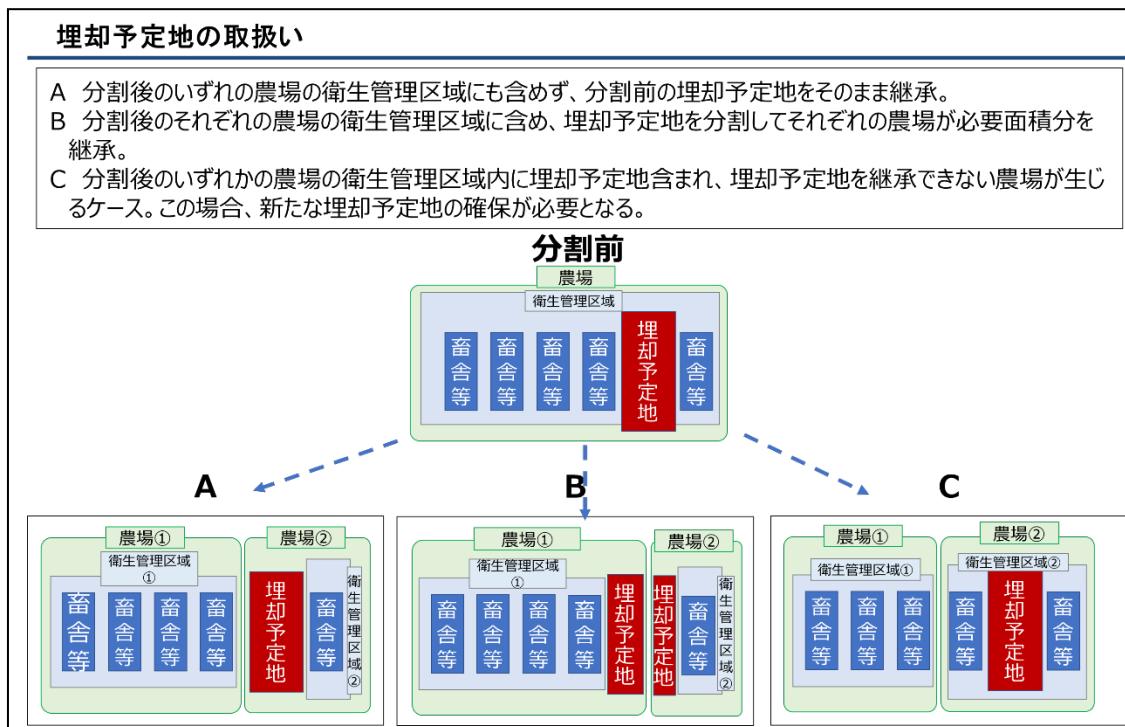
カ 集卵ベルトの取扱い

採卵鶏において集卵ベルトが鶏舎間を貫通している場合、病原体に汚染されたおそれのある物品が鶏舎間を移動することとなるため、農場間で集卵ベルトを共用しないようにする。

卵室を共用する場合は、作業時間や区画を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、集卵した卵は農場毎に分けて保管しておくことが望ましい。

カキ 農場敷地内で確保されていた埋却予定地の取扱い

埋却予定地については、分割管理前の農場の飼養頭羽数に必要な面積は既に確保されていることから、必ずしも追加の土地を確保する必要はないものの、農場敷地内に埋却予定地を準備していた場合、衛生管理区域の設定によっては新たに埋却予定地の確保が必要となる場合がある。



② 手指消毒等の実施及び車両・物品等の取扱い

飼養衛生管理基準に基づき、分割しようとする農場ごとに作業者を分け、手指消毒・衣服・靴の交換等を実施する。また、車両や物品等については、原則分割後の農場ごとに専用のもを使用し、やむを得ず共用する場合は他の農場への入場及び退場ごとに洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。

③ 農場間で豚を移動させる場合の管理等

豚の移動に移動通路やケージ等を用いる場合は、移動の前後で洗浄・消毒等を適切に実施するとともに、農場の境界部分は豚の移動時以外は扉、ゲート等で閉鎖しておき、豚の移動時には作業者が交差しないよう作業する。移動通路については、洗浄の際の排水が農場間をまたいで流れ込むことがないよう勾配や境界部分に排水溝を設けるなどの措置を講じる。

また、トラック等を用いて豚を移動させる場合も、荷台等を移動の前後で洗浄・消毒等するとともに、それぞれの農場の入退場時に消毒等必要な措置を適切に実施する。

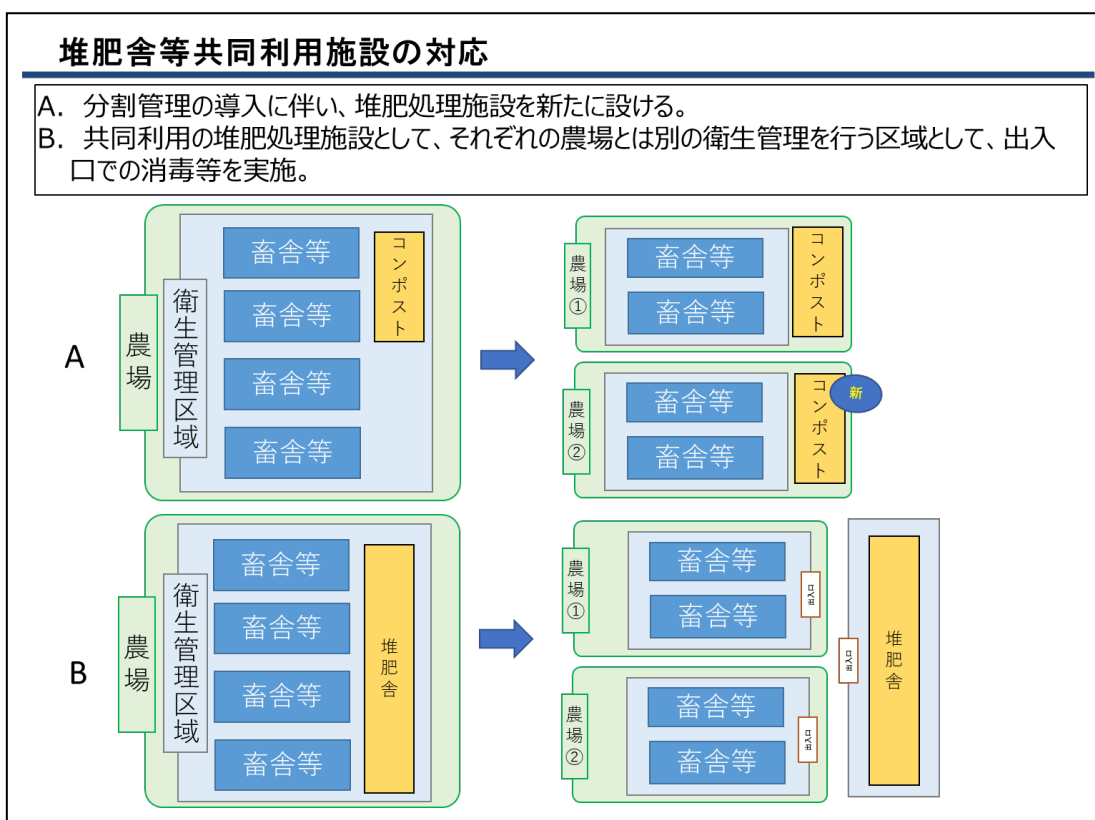
④ 共同利用施設の取扱い

ア 堆肥舎等の取扱い

特定家畜伝染病発生時には、防疫対応のために数か月間施設が使用できなくなる場合もあることから、非発生農場の飼養管理の継続に支障が出る可能性を考慮し、原則、死体保管庫や堆肥舎等の施設は農場ごとに設ける。

共同利用する場合には、共同利用施設内において農場ごとの区画を決めておく、一時的な保管施設を用意しておくといった特定家畜伝染病発生時に非発生農場の飼養管理を継続するための措置に備えるとともに、当該共同利用施設を独立した衛生管理区域として設定し、衣服や靴の交換、車両の消毒等衛生管理区域に入退場する際に必要な対応を行う。

また、作業時間を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、原則重機等は分割後の農場ごとに専用のものを使用することとし、やむを得ず共用する場合は農場ごとの作業の前後及び当該施設への出入り時に洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。



イ 浄化槽の取扱い

浄化槽を共同利用する場合、区画分けすることは困難であることから、特定家畜伝染病発生時には浄化槽の利用を停止した上で、封じ込め措置又は消毒による防疫措置を実施する必要がある。

封じ込め措置を実施する場合は浄化槽を密閉した上で対象ウイルスが不活化される期間（対象ウイルスによっては3か月程度）静置する必要があることから、浄化槽を利用できない期間が生じる。

消毒の場合は有効な消毒薬の投入による消毒を実施した後、pHの調整等放流に必要な措置を実施した上で放流し、再稼働することが可能となるが、活性汚泥等が使えなくなる可能性がある。

これらのことから浄化槽を共同利用する際は、防疫措置をどのように行うか事前に検討しておくことが必要である。

⑤④ 農場に出入りする者の管理等

関連事業者についても、②に関する事項を遵守する必要があることから、関連事業者に対し、入退場のルールが変わることについて事前に周知を行い、遵守するために必要な体制を構築してもらう必要がある。

⑥ 分割管理後の農場で発生した場合に備えた豚の移動先の検討

例えば、一貫経営の農場が繁殖農場・離乳農場・肥育農場の3農場に分ける分割管理を行った後、離乳農場において特定家畜伝染病が発生した場合、豚の出荷先を失った繁殖農場では、農場内に離乳豚が滞留する事態が想定される。このような状況に備えて、繁殖農場から肥育農場に直接離乳豚を導入するなど、平時と同様の豚の移動が行えなくなる状況を想定し、農場ごとの実態に合わせた移動先を事前に検討する。

⑦⑤ その他留意すべき点

ア 防疫措置実施時の感染拡大防止対策

特に分割後の農場が隣接する場合は、万が一特定家畜伝染病が発生した際に防疫作業に伴う病原体の拡散防止を図るため、防疫指針に記載された消石灰等の散布や粘着シート、殺鼠剤の散布等に加えて、隣接農場との境界にブルーシート又はパネルの設置や畜舎の排気口へのフィルター設置、畜舎内での消毒液等の噴霧による粉塵飛散防止対策等、防疫措置の実施に伴い非発生農場に伝播させないための措置を講じる必要があることから、農場の構造などを勘案してあらかじめ必要となる措置を検討し、資材の備蓄などの準備を行う。

(参考) 防疫措置の実施に伴い講じる措置の一例



畜舎周囲の粘着シート設置



隣接農場との境界のフェンスへのブルーシート設置



畜舎へのブルーシート設置

イ 畜舎からの排気を考慮した衛生管理区域の設定

農場内の畜舎配置から入気口と排気口が近接している畜舎については、可能な限り同一の農場として区域を設定する。

ウ 分割後の農場間の立地を踏まえた措置

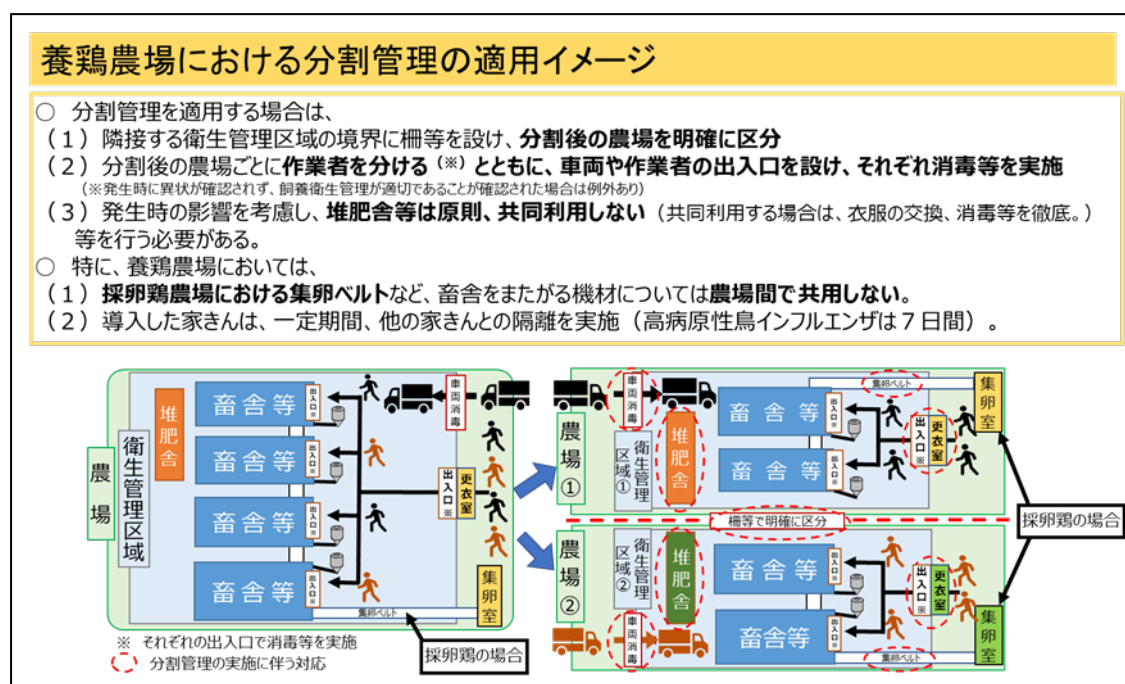
分割後の農場間に高低差があり、農場の境界部分が斜面となる場合には、雨水等によって病原体が流れ込む懸念があることから、農場の境界に側溝を設けるなどの措置を講じることが望ましい。

(2) 家きん飼養農場における留意点

養鶏においては、農場又は鶏舎単位でのオールインオールアウトを行う場合が多く、鶏の移動については比較的管理がしやすいと想定される。

また、採卵鶏については、集卵や除糞ベルトの取扱いに留意する必要があるが、肉用鶏については、これらの設備が無いなど、採卵鶏と比較して農場内の構成が単純であることが多い。加えて、鶏以外の家きんについては、あひる等では採卵鶏・肉用鶏に類似した部分もあるが、鳥種ごとの特徴に合わせた飼養管理が行われている。

このため、それぞれの飼養形態に合わせた検討が必要となる。



① 衛生管理区域の設定

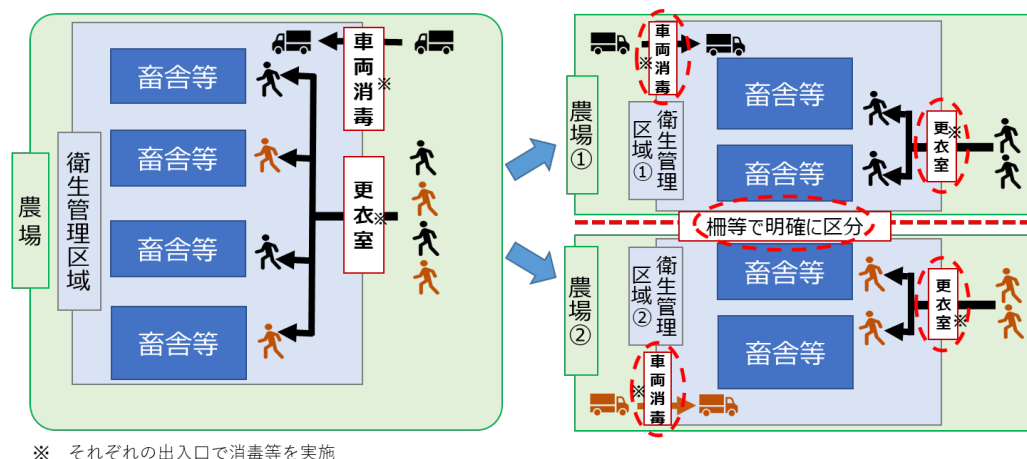
ア 農場ごとの出入口の設定

分割管理を行うに当たっては、元々1つの農場であって人・車両等の行き来があった場所を区分するため、その境界を明確にし、農場ごとに出入口を設ける。

また、人の出入り時に必要となる手指消毒や衣服・靴の交換を行うための更衣室等の設備や、車両の出入り時に必要となる車両消毒設備等、衛生管理区域の入退場時に必要な対応を行うための設備を整備する。

衛生管理区域の設定

1. 生産規模や飼養管理者の人数、飼養管理の動線などを考慮して衛生管理区域を設定。
2. 分割後の農場が隣接する部分は、人・車両等が行き来しないよう、柵等で境界を明確に区分。
3. 衛生管理区域への人・車両の出入口は農場ごとに設置し、手指の消毒・衣服の交換や車両消毒といった衛生管理区域への出入りに必要な措置を実施。



イ 農場間の境界の明確化

隣接する農場の境界には柵等を設置するなど、人・車両等の行き来が容易に出来ないように境界を明確に区分する。

(参考) 境界を明確化するための柵等の一例

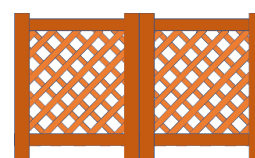
積雪のある地域では雪による破損が生じないようにするなど、地域の実態に合わせて設置する。



防護柵

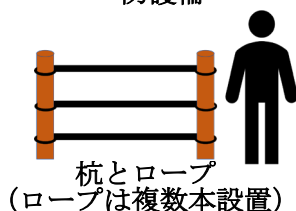


フェンス

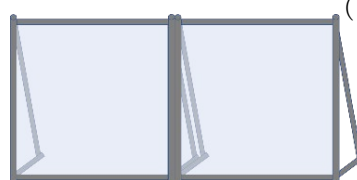


園芸用のフェンス

(固定されたもの)



杭とロープ
(ロープは複数本設置)



ネット (固定されたもの)

ウ 飼料タンクや保管庫の取扱い

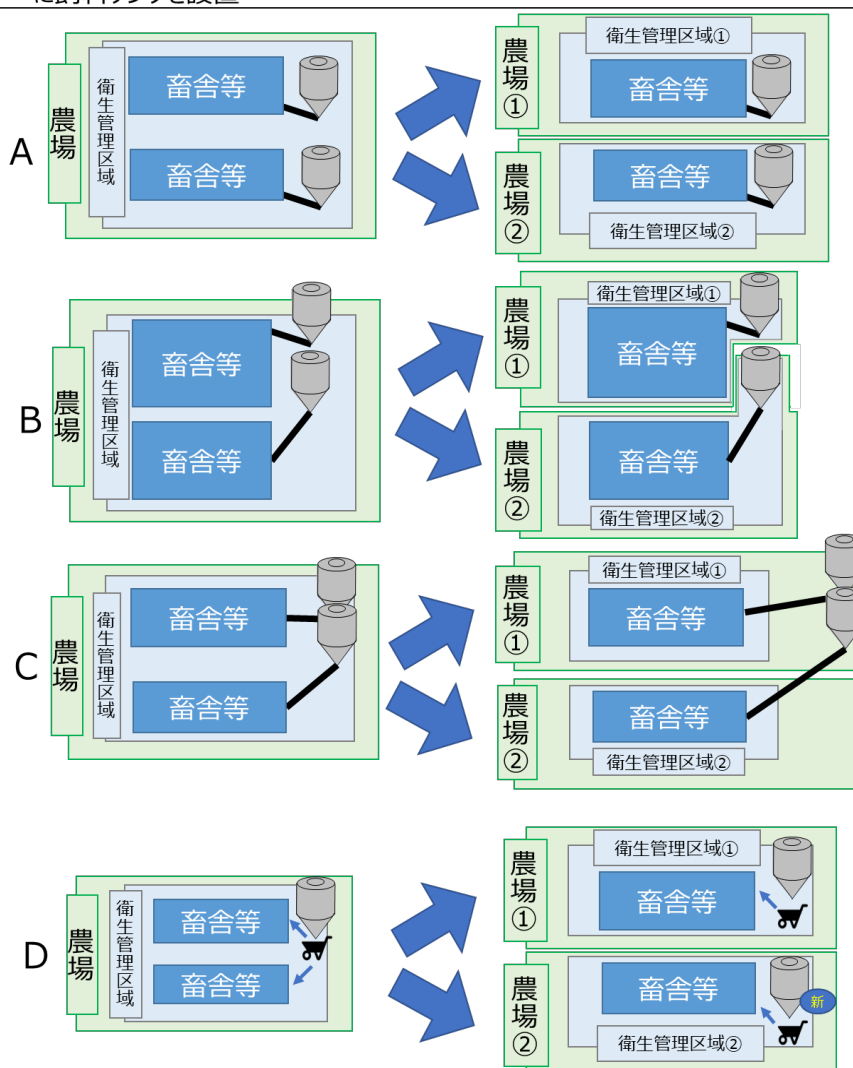
飼料タンクや保管庫など、家~~きん~~畜と直接接触する可能性がある物を保管する施設は、病原体に汚染されるおそれがあることから、原則、衛生管理区域

内に配置する必要がある。ただし、飼料タンクからパイプラインでそれぞれの家きん畜舎に飼料が直送されている場合は、当該飼料タンクを衛生管理区域外に設定することもできる。

また、タンクから一輪車に直接飼料を出して家きん畜舎ごとに運んでいる場合は、農場ごとに新たにタンク等の飼料保管場所を設け、運搬動線を農場ごとに設定する。

飼料タンクの対応

- A, B. 飼料タンクがパイプラインでそれぞれの畜舎に繋がっている場合、畜舎に合わせて衛生管理区域を設定
- C. 分割前の農場の衛生管理区域内に飼料タンクがあり、分割に当たって、飼料タンクをそれぞれの衛生管理区域に分けられない場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設定
- D. 飼料タンクから、一輪車等で各畜舎に飼料を搬入していた場合、分割後の衛生管理区域ごとに飼料タンクを設置



エ 家きん鶏畜舎間の地下で共有される施設の取扱い

除糞ベルトやピット等を家きん鶏畜舎間で共有している場合、これらの施設を介して野生動物等が家きん鶏畜舎間を行き来するなど、病原体を広めるおそれがある。このため、これらの施設については分割する農場間で共有しないようにする。なお、ピットへの蓋の設置や施設の構造等により農場間で

病原体を広めるおそれがないと判断出来る場合はこの限りではない。

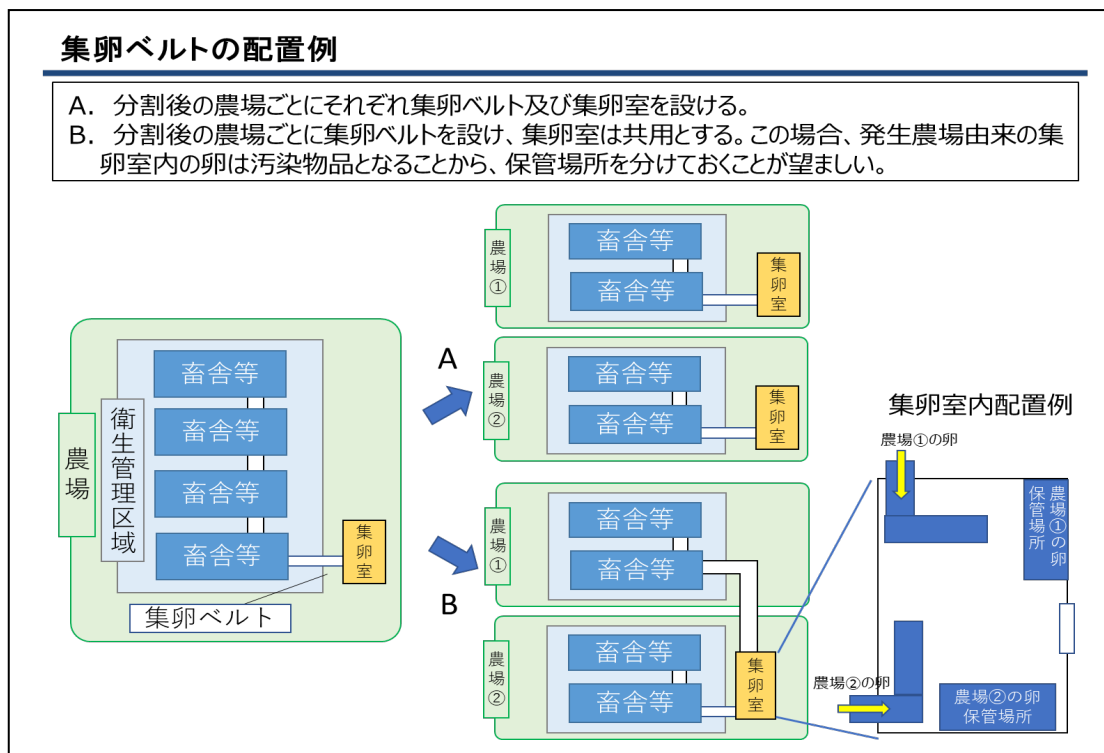
オ 防疫措置における作業動線の検討

分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に備え、非発生農場が日常の飼養管理を行うに当たり、飼料の搬入経路の確保など、飼養管理に支障がないよう防疫措置を実施する上での作業動線を考慮する。

カ 集卵ベルトの取扱い

採卵鶏において集卵ベルトが鶏舎間を貫通している場合、病原体に汚染されたおそれのある物品が鶏舎間を移動することとなるため、農場間で集卵ベルトを共用しないようにする。

卵室を共用する場合は、作業時間や区画を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、集卵した卵は農場毎に分けて保管しておくことが望ましい。

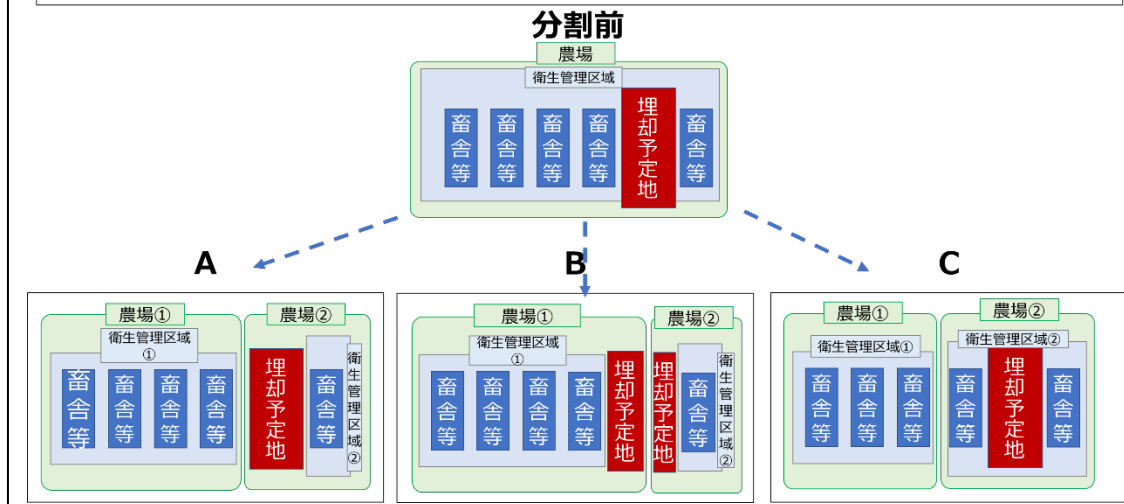


キ 農場敷地内で確保されていた埋却予定地の取扱い

埋却予定地については、分割管理前の農場の飼養頭羽数に必要な面積は既に確保されていることから、必ずしも追加の土地を確保する必要はないものの、農場敷地内に埋却予定地を準備していた場合、衛生管理区域の設定によっては新たに埋却予定地の確保が必要となる場合がある。

埋却予定地の取扱い

- A 分割後のいずれの農場の衛生管理区域にも含めず、分割前の埋却予定地をそのまま継承。
- B 分割後のそれぞれの農場の衛生管理区域に含め、埋却予定地を分割してそれぞれの農場が必要面積分を継承。
- C 分割後のいずれかの農場の衛生管理区域内に埋却予定地含まれ、埋却予定地を継承できない農場が生じるケース。この場合、新たな埋却予定地の確保が必要となる。



② 手指消毒等の実施及び車両・物品等の取扱い

飼養衛生管理基準に基づき、分割しようとする農場ごとに作業者を分け、手指消毒・衣服・靴の交換等を実施する。また、車両や物品等については、原則分割後の農場ごとに専用のもを使用し、やむを得ず共用する場合は他の農場への入場及び退場ごとに洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。

③ 共同利用施設の取扱い

ア 堆肥舎等共同利用施設の取扱い

特定家畜伝染病発生時には、防疫対応のために数か月間施設が使用できなくなる場合もあることから、非発生農場の飼養管理の継続に支障が出る可能性を考慮し、原則、死体保管庫や堆肥舎等の施設は農場ごとに設ける。

共同利用する場合には、共同利用施設内において農場ごとの区画を決めておく、一時的な保管施設を用意しておくといった特定家畜伝染病発生時に非発生農場の飼養管理を継続するための措置に備えるとともに、当該共同利用施設を独立した衛生管理区域として設定し、衣服や靴の交換、車両の消毒等衛生管理区域に入退場する際に必要な対応を行う。

また、作業時間を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、原則重機等は分割後の農場ごとに専用のもを使用することとし、やむを得ず共用する場合は農場ごとの作業の前後及び当該施設への出入り時に洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。